

料金後納
郵便

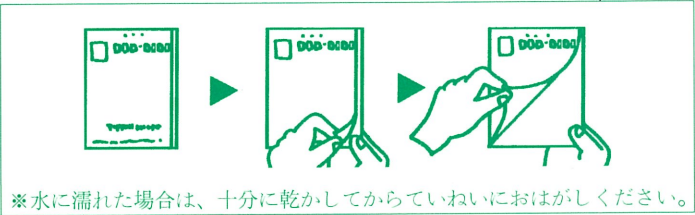
2024 年 (令和 6 年)
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料
納付済額のお知らせ

納 付 済 合 計 額		円
内 訳	国民健康保険税	特別徴収分 円
		普通徴収分 円
	介 護 保 険 料	特別徴収分 円
		普通徴収分 円
	後期高齢者医療 保 険 料	特別徴収分 円
		普通徴収分 円
納付された期間		2024年（令和6年）1月1日から 2024年（令和6年）12月31日まで

納税 (付) 義務者
住所

名前

〈開封方法〉



(ここからゆっくりとおはがしください)→

福 山 市 長



このお知らせは、2024 年 (令和 6 年) 中 (1 月～12 月) に福山市へ納付 (納入) された国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の金額を通知するものです。(※納付書ではありません。)

所得税の確定申告・市県民税の申告をする際に、
社会保険料控除の資料としてご利用ください。

- ※ 1 40 歳以上 65 歳未満の国民健康保険加入者の介護保険料は、当該世帯の国民健康保険税に含まれています。
- ※ 2 「特別徴収分」とは、年金からのお支払いによる納付済額を意味しています。そのため、特別徴収分の金額については、いずれも他の人の社会保険料控除の対象とすることはできません。
なお、日本年金機構から送付される年金の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」は、「国民健康保険税」・「介護保険料」・「後期高齢者医療保険料」の「特別徴収分」の合計額です。
- ※ 3 「普通徴収分」とは、納付書及び口座振替による納付済額の合計額を意味しています。
- ※ 4 この通知書でお知らせした金額について 2025 年 1 月以降に還付を受けた場合は、記載している金額から還付額を差し引く必要があります。



[illegible]